

介護予防・日常生活支援総合事業

○ 平成27年度の介護保険制度改正により、要支援者が利用する介護保険サービス（予防給付）のうち訪問介護と通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業「総合事業」に移行することとなった。

○ 総合事業では、既存の介護事業所による既存のサービスに加え、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援する。

○ 神戸市の総合事業は、要支援者等に対して必要な支援を行う「訪問型サービス」、「通所型サービス」等と、第1号被保険者に対して介護予防を行う「一般介護予防事業」から構成される。

サービス内容は、現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護から移行する現行相当サービスと、新たな類型のサービス（A緩和基準、B住民主体、C短期集中）を設定する。

※ 事業実施時期は、平成29年4月

※ 訪問介護・通所介護以外のサービス（訪問看護、福祉用具等）は、引き続き予防給付としてサービス提供を継続する。

※ 総合事業のサービスは、地域包括支援センター等による介護予防ケアマネジメントに基づき対応することとなる。

8/8 市民福祉調査委員会 介護保険専門分科会 企画・調査部会、

8/22 市民福祉調査委員会 介護保険専門分科会 において、具体案を提示予定